

一般教育訓練修了証明書交付願

兵庫県社会福祉協議会 福祉人材研修センター所長 様

下記により証明書を交付願います。

研修名 当てはまる欄に○をつけてください	第 回 実務研修	記入日	令和 年 月 日
	令和 年度 更新研修B		
	令和 年度 再研修	受講番号	
	令和 年度 専門研修課程Ⅰ		
	令和 年度 更新研修A(後期)*	生年月日	昭和 / 平成 年 月 日
ふりがな			
氏名			昼間連絡先 (TEL)
自宅住所	〒		
領収証の発行	受講料及び資料代等について、申請者自らが全額支払い、事業主から手当等を受け取っていません。 (はい ・ いいえ)		
	→いいえと回答した方	自己負担額 (円)	事業主負担額 (円)
*更新研修A (後期) の方のみご回答ください		※自己負担額が20,005円を下回る場合、支給対象になりません。	
		今回の更新が、2回目以降の更新で間違いありません。 (はい ・ いいえ)	

注意事項

- 一般教育訓練給付制度は、雇用保険の被保険者又は被保険者であった者のうち一定要件の該当する者が支給対象となります。
- この要件に該当するか否かの確認を希望する者については、公共職業安定所に支給要件照会票を提出することにより、支給要件照会を行うことができます。
- 支給申請に際しては、教育訓練修了証明書が必要となりますが、受講状況が当センターの規定する修了認定基準を満たした場合に、支給申請書用紙とともにこれを発行します。
- 支給申請・支給要件照会は、受講修了者本人が住所を管轄する公共職業安定所に必要な書類を提出することが原則ですが、疾病または負傷、在職中であることを理由に公共職業安定所への来所が困難である等その他やむを得ない理由があると認められる場合に限り、代理人来所又は郵送によって行うことも可能です。
- 支給申請は、受講修了日の翌日から起算して1か月以内に、住所を管轄する公共職業安定所へ本人来所又は電子申請により、ご自身で行う必要があります。
- 支給申請の際は、支給申請書に個人番号（マイナンバー）の記載が必要です。※当センターへの提出は必要ありません。
- 疾病等の理由で、次年度(次回)に一部履修を持ち越すなどの場合、支給対象になるかについては、住所を管轄する公共職業安定所にご確認ください。

上記内容に相違ありません。また、注意事項を確認しました。

署名

印

研修センター事務処理欄